

農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

令和元年八月十九日

2 登録番号

五十八

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社

2 代表者の氏名

石橋 彰

3 主たる事務所の所在地

広島市西区西観音町二番一号

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
水口 一真	山県郡北広島町大朝二六〇一番二号	玄米
廣本 遼	広島市安佐南区大町東一丁目 一一番一八―四〇三号	玄米
長友 徹	広島市安佐南区高取北四丁目 三一番八号	玄米